

令和6年度第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年8月13日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開会 令和6年8月13日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳	3番 上野 美登	4番 菊本 耕二
5番 吉田 一明	6番 池上 一也	7番 宮本 静子
8番 坂本 敦子	9番 坂井 隆浩	10番 上田 正三

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 石井 裕

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 17 号 農地の買受適格証明願（転用目的）について
- ・ 議案第 18 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴収について

その他

(吉田事務局長)

では、お揃いになりましたので、始めたいと思います。起立・・・礼 おはようございます・・・着席

それでは、ただ今から令和6年度第5回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは、梅雨も明け、8月も もう盆という事になりました。毎日周りの人たちと会うとまた 今日暑かですね。という会話しか出てこないと思います。また 農家の方はですね、一般の方も一緒だとも思いますけれども、本当に農作業を暑い中にされてると思います。私もアルバイトの方と一緒に作業をやってるんですけども、朝 5時半頃から作回り(さくまわり)して6時半頃から自分の作業をして もう9時半頃にはへとへとになります。こるが、11時、12時とするなら、どがんってとだろかと思います。もう充分ですね、体には注意していただきたいと思います。また、今から台風シーズンという事で、昨日は、東北の方が台風5号の影響でかなり被害がっておりますので、6号7号という事で、もう7号も関東地方にいくという事になってるようでございます。だいたいだったらですね、九州の方から沖縄・九州と通って行くと思いますが、近頃は日本の半分上ば行きよるので、大分気候が変わってめっちゃ低気圧の出来て台風の流れて変わってきとるのかなというように自分なりには思っとるのかなあとと思います。まあ、これから九州に1回もこんとすることは無いと思いますが、充分注意をされてどっか旅行に行かれるのも注意されて、出掛けていただきたいと思います。今日も会議よろしくお願ひしたいと思います。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は2番 石井委員から欠席の届出の連絡がっております。

したがいまして、本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入りたいと思います。本日の提出議案は、

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地の買受適格証明願(転用目的)について

議案第18号 農用地利用集積計画(案)について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は7番 宮本委員 8番 坂本委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

では、議事にはいります。1ページです。「報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号7番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約となっております。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問はございませんでしょうか。

ありません。の声あり

(中嶋会長)

なければ報告第8号を終わります。

(中嶋会長)

次の議事に入ります。2ページから3ページです。「議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから5ページ、受付番号12番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積93,125㎡、農作業歴12年の経験があり、今後もすべての農地を利用するという事です。機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕うん機1台、コンバイン1台、軽トラ2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度ということです。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するという事です。

以上、受付番号12番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員

の3番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

はい。こちら現地の方を見に行っただけですけれども、先月位から大規模な工事が始まってまして、特に車とかで進入する事が工事がある間は出来ないような状況です。大型ダンプが通ってますから、私たちが急に通ろうと思っても道がないような状況なんですけれども、ずーっと北側から工事をされててもう最後の何枚かなんですよね。この田んぼも 特に農業をされるに当たっては何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

(福本推進委員)

推進委員の福本です。ただいま説明がありました通り、現地を私も見まして、この地図で見ますと、真ん中 今度工事されるところの東側、この水路はまだ残っております。それで、引き続き水田としてはできますが、栗園の予定の橋のそばは道路も埋め立ててあってこの用水路の一番右端は埋め立ててありますが、何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第16号 受付番号12番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号12番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、次に進みます。議案書6ページから7ページです。受付番号13番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

議案書の6ページから7ページ、受付番号13番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから4ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は今回、新規で農地を取得し家族2名で作業を行い、今後もすべての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況でございますが、耕運機1台（リース）、草刈り機1台、噴霧器1台、2tダンプ1台、を所有されています。通作距離につきましては、自宅から徒歩で1分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業をするということでございます。ちなみに、この案件については、ご覧の通り狭い農地で隣の方に、この辺は都市計画区域なんですけれども、地権者の方からご相談がございまして、隣の方が今後農地としてきちんと活用してくれるという事なので、何とかしてもらえないかという事でのご相談を受けて今回議案として上がっている案件でございます。補足でございます。以上、受付番号13番の説明を終わります。

（中嶋会長）

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の7番 宮本委員にお願いいたします。

（宮本委員）

はい。7番の宮本です。ここはもう手入れされて畑として家庭菜園にされるという事なので、何も問題ないかと思われまます。審議のほどよろしく申し上げます。

（中嶋会長）

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を申し上げます。

（濱崎推進委員）

はい。推進委員の濱崎です。この土地はここ数年耕作されてなかったもので、説明された通り、何も問題はないかと思われまます。審議のほどよろしく申し上げます。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第16号受付番号13番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号13番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

（中嶋会長）

続きまして、次に進みます。議案書9ページです。「議案第17号 農地の買受適格証明願（転用目的）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（吉田事務局長）

はい。それでは、議案第 17 号 農地の買受適格証明願（転用目的）について次のとおり提出をいたします。議案書の 10 ページから 11 ページ 受付番号 1 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

対象地につきましては、しおかぜこども園の北東側になります。

今回の買受適格証明願につきましては、当該農地が競売に付され、申請人が貸土捨場への転用をするため、売買による所有権移転を目的としての申請となります。したがって、農地法上の適格性を有しないものが最高価買受人になった場合、農地法第 5 条の申請ができませんので前もってご審議いただくものです。許可基準等については、農地法第 5 条の許可基準と同様になります。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、令和 6 年 8 月 20 日から 21 日に実施される入札の公売に参加するためでございます。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 11 月 1 日より着工予定、令和 7 年 10 月 30 日完成予定であり適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、貸土捨場としての必要面積として適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、貸土捨場としての利用に伴い土砂等の流出、崩壊がないように慎重に行い、境界より 1m 離れて法面を作り、捨土し施工をするということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応することです。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はございません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号 1 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 7 番 宮本委員お願いいたします。

(宮本委員)

はい、7 番 宮本です。ここは、麦だけ耕作されております。谷間になっておりますが、何も問題はないかと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を申し上げます。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。今 説明がありました通りですが、降りる所が 1 ヶ所しかないみた

いです。隣は麦を耕作されてますね。何も問題はないかと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ちょっとよかですか？これは、土砂ばすつつとなら、盛土申請ばせんでよかつかな？

(事務局/松岡)

まず、今回の議案につきましては、先ほど説明をしました通り、まず、今回の競売に出された農地を買う資格があるかというのをまず皆さんに審議を諮ってもらって、これを県の方に進達して、県の方があなたはこの農地を買う資格がありますよというまず議案です。県からあなたは買っていいですよという許可がありました暁には、この皆さんにが恐らく税務課の入札に参加されます。何名出るかわからないんですけども、買われてもしこの方が落札された場合は所有権移転という事で農地が黒崎さんの所有になります。で、来月その5条申請が上がってきます。所有権移転等の5条申請、合わせて土捨て場になると盛土関係も合わせて出てくるのではないかなあと思っております。恐らくここ1筆じゃなくて、行政書士の話によると隣の所も合わせて、合意解約も含めてもう少し広い面積で上がってくるかなあというふう聞いておりますので、来月今度はこの方が落札されたのであれば、この土地の5条申請プラスαも含めて出てきて5条の転用の議案としてあがってくるという流れになるかなあと思ひます。

(吉田事務局長)

二度手間的ですけど、まず5条で買いたいという申し出があるんで、まずその5条の中身も合わせてここで審議するという事とそれを含めて買う資格がありますよと、それで、後は落札したら改めて同じ内容になると思ひますけれども、5条で申請が上がってきて、今盛土の話が出ましたけれども、5条で転用された時に農業委員会に対して盛土の申請は出てこないと思われま。

(中嶋会長)

他に意見はございませんでしょうか。なければ採決をいたします。議案第17号 受付番号1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案17号 受付番号1番は原案のとおり許可相当として、意見を送付いたします。

(中嶋会長)

はい、議事に入ります。12 ページです。「議案第18号 農用地利用集積計画(案)につ



いて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 18 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、13 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。

14 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、15 ページ 賃借権 6 件 6 筆 9,781 m<sup>2</sup>、16 ページ 使用貸借権 2 件 4 筆 3,905 m<sup>2</sup>となっております。

以上、議案第 18 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。17 ページから 18 ページです。「議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画 (案) が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものです。

今回は、農地の耕作者変更に伴う、公益財団法人 熊本県農業公社と耕作者が契約する賃借権による期間借地の設定です。

それでは内容の説明をいたします、18 ページ 期間借地 1 件 1 筆 1,848 m<sup>2</sup>となっております。

以上、議案第 19 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 19 号について、原案のとおり異議のないことに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 19 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、事務局の方から何かありましたら、よろしく願いいたします。

- 1 のうねんの配布について
- 2 名札と名刺の配布及び腕章について
- 3 8 月分の報酬明細について
- 4 全国農業新聞購読勧誘について
- 5 11 月より保険適用について
- 6 研修会について
- 7 農地利用状況調査進捗状況及びタブレットの更新について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 6 年度第 5 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 52 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印